

職務時間内に大規模地震が発生した場合の職員の動き

地震発生後の全体の動き	総括本部…地域避難者対応(管理職・防災担当者等)	安全点検班…学校施設の安全確認と教室等の開錠・施錠	避難誘導・安全確認班*担任…生徒の保護者引渡し	救出・救急医療班…負傷者への応急手当
	①放送等で生徒・および職員への安全確保の支持をおこなう。			
①安全確保 ・揺れがおさまるまで机の下などにもぐる ・ロッカ-や棚から離れる	②安全点検班・避難誘導班に指示をする。 *職員室の放送設備は、停電時はバッテリーで稼働(20分程度)、使用時間の制約があるので使用者を決め有効に活用する。		①避難誘導・安全確認班(担任)は生徒の安全確保のため、生徒のところに向かい「グラウト」へ避難誘導する。	
②避難開始 第一避難場所=「グラウト」 ・防災頭巾やヘルメット着用	③ 第二次避難場所の検討 *津波・工場爆発の危険性の有無など情報収集を速やかにおこなう(安全点検班との連絡)	①津波・工場爆発の危険性がある場合は速やかに本部に報告し、トランク-持参の上、 二次避難場所(根岸森林公園までの通路)確保に向かう。それ以外は校舎内の安全確認を行い、校内の二次避難場所の安全確認(体育館・別館特別教室)の確認をおこなう。 *建物の安全確認はできるだけ複数でおこなう、ヘルメット・軍手・懐中電灯・トランク-・安全靴などを装備する。	②避難開始 第一避難場所=「グラウト」 ・防災頭巾やヘルメット着用	①第一次避難場所での応急手当の準備
③点呼(クラスで男女混合出席番号順)	④教育委員会、磯子区役所と連絡、協議		③点呼(クラスで男女混合出席番号順)	②避難誘導・安全確認班と連絡を密にし、負傷した生徒等の応急手当をおこなう。
④安全確認後二次避難 第二次避難場所 ★津波や工場爆発の危険がある場合=根岸森林公園 ★校内待機が可能な場合=体育館または別館特別教室	⑤地域住民の避難受け入れおよび地域防災拠点運営委員会との協議	②第二次避難場所により対応 二次避難場所=根岸森林公園の場合 ・通路の安全確保と大通り横断の交通整理 二次避難場所=校内の場合 ・校舎内の安全点検(チェックリスト・校舎開放別平面図使用)	④安全確認後二次避難 第二次避難場所 ★津波や工場爆発の危険がある場合=根岸森林公園 ★校内待機が可能な場合=体育館または別館特別教室 *移動後は地区別にまとまるよう指示	③安全点検で学校施設の安全確認ができれば、保健室・保健相談室を開錠・整備し、地域医療救護拠点地として初期の応急手当に協力する。
⑤保護者引き取りまたは地区別集団下校		③地域住民の避難受け入れや避難時使用しない教室の施錠をおこなう。 *地域防災拠点運営委員会と協議された指示に従う。 *自家用車の乗り入れはさせない。緊急車両や物資輸送運搬車両優先にし、周辺道路の駐車も禁止する。	⑤保護者引き取りまたは地区別集団下校	